

賠償責任保険 口座振替による保険料年払いに関する特約

目次

第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）

第2条（保険料の払込み）

第3条（保険料不払の場合の保険金支払）

第4条（継続契約の保険料）

第5条（保険料の返還または請求）

第6条（普通約款の適用除外）

第7条（準用規定）

第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）

- 1 この特約は、お客様が保険料（この特約条項が付帯された場合の保険料をいいます。以下同様とします。）を口座振替の方法により年払いで払い込むことについて合意がある場合に適用します。
- 2 第1項において、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければなりません。
 - （1） お客様の指定する口座（以下「年払い指定口座」といいます。）が、弊社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関（以下「年払い提携金融機関」といいます。）に、保険契約締結のときに開設されていること。
 - （2） お客様から弊社への保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日までになされていること。

第2条（保険料の払込み）

- 1 第1回目の保険料（以下「初回保険料」といいます。）および第2回目の保険料の払込みは、それぞれ提携金融機関ごとに弊社の定める期日（以下「払込期日」といいます。）に、指定口座から弊社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- 2 弊社は、保険料の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 3 お客様は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- 4 お客様は、初回保険料は保険始期日の属する月の翌月の払込期日に1年分、第2回目の保険料は保険始期日の属する月の1年後の払込期日に1年分を払い込まねばなりません。
- 5 継続契約の場合、お客様は、初回保険料は保険始期日の属する月の払込期日に1年分、第2回目の保険料は保険始期日の属する月の1年後の払込期日に1年分を払い込まねばなりません。

第3条（保険料不払の場合の保険金支払） 1 弊社は、お客様が、初回保険料を払い込むべき払込期日にその払込みを怠ったときは、初回保険料の払込み前の事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。 2 弊社は、お客様が、第2回目の保険料を払い込むべき払込期日にその払込みを怠ったときは、第2回目の保険料の払込期日の属する月の保険始期応当日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。 3 弊社は、第1項および第2項の規定にかかわらず、保険料を払い込むべき払込期日に払込みがない場合でも、お客様が、当該保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末（以下「保険料払込猶予期間」といいます。）までに当該保険料全額を払い込んだ場合、もしくは、保険料払込猶予期間満了日の翌日以降において、当該保険料全額を支払うべき保険金の額から差し引いた場合には、保険金をお支払いします。
第4条（継続契約の保険料） 1 第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）第1項、第2条（保険料の払込み）および第3条（保険料不払の場合の保険金支払）の規定は、継続契約の保険料についても、これを適用します。
第5条（保険料の返還または請求） 1 弊社は、普通約款第8条（ご契約時の告知義務）第2項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、別表2の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。 2 弊社は、普通約款第8条（ご契約時の告知義務）第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。 3 弊社は、普通約款第9条（ご契約後の通知義務）第3項および第4項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、別表2の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。 4 弊社は、普通約款第9条（ご契約後の通知義務）第4項の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。 5 弊社は、お客様が第2項または第4項の追加保険料の支払いを怠った場合（弊社が、お客様に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払いがなかった場合に限ります。）は、お客様に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、弊社は保険金をお支払いしません。既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した普通約款第3条（保険金をお支

払いする場合)の事故による損害については、この限りではありません。

6 弊社は、普通約款第11条(保険契約が無効となる場合)第1項(1)の場合は保険料を返還しません。但し、弊社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。

7 弊社は、普通約款第11条(保険契約が無効となる場合)第1項(2)の場合は、保険料の全額を返還します。

8 弊社は、普通約款第12条(お客様による保険契約の解約)第1項の規定により、お客様が保険契約を解約したときは、別表2の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

9 弊社は、普通約款第18条(保険契約が失効となる場合)の場合は、別表2の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

10 普通約款第13条(保険契約の取消し)の規定により、弊社がこの保険契約を取り消した場合には、弊社は保険料を返還しません。

11 普通約款第14条(重大事由による解除)第1項(1)の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。

12 普通約款第14条(重大事由による解除)第1項(2)から(4)の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、別表2の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

第6条(普通約款の適用除外)

普通約款第15条(保険料の払込方法)、普通約款第16条(保険料の払込み)、普通約款第17条(保険料不払の場合の保険金支払)の規定は適用しません。

第7条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表2			
算式	返還する保険料＝年払い保険料×既経過月数 に対する返戻率 既経過月数とは、保険期間の初日から解約日までの既経過月数とします。なお、1ヶ月に満たない場合は、切り上げて1ヶ月とし、既経過月数に加算します。		
返戻率	既経過月数	返戻率	

	1	7 3 %		
	2	6 7 %		
	3	6 0 %		
	4	5 3 %		
	5	4 7 %		
	6	4 0 %		
	7	3 3 %		
	8	2 7 %		
	9	2 0 %		
	1 0	1 3 %		
	1 1	7 %		
	1 2	0 %		
	1 3	7 3 %		
	1 4	6 7 %		
	1 5	6 0 %		
	1 6	5 3 %		
	1 7	4 7 %		
	1 8	4 0 %		
	1 9	3 3 %		
	2 0	2 7 %		
	2 1	2 0 %		
	2 2	1 3 %		
	2 3	7 %		
	2 4	0 %		